

# 伊方訴訟ニュース

第70号

1979年6月20日

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区西天満4-9-15第1神明ビル)  
藤田法律事務所内Tel 06-363-2112, 口座大阪48780)

控訴審第3回公判

## 国側厚顔にも準備書面を陳述 裁判長二傍聴人に退廷命令

5月25日午前0時ごろから、八幡浜からかけつけた2号炉原告団の3名の人たちを先頭に、地元高松や各地から参集した若い人たちが、四電には一枚の傍聴券も渡さないとの意気込みで、裁判所玄関前に坐り込みの列をつくる。朝になって並び始めた四電はじめ各地の電力関係者はもちろん、大阪、徳島、広島、福岡などから支援にかけつけた人たちも傍聴定員外と知りつつ長い列をつくる。

9時すぎ、夜中の2時に伊方を出発したマイクロバスが到着。座席が狭いこともあって、ほとんど眠れなかったという。磯津の若人の会の原告たちは、休めない仕事をやりくりしてクルマに分乗してかけつける。皆、疲労しているがその顔には、スリーマイル島原発事故後はじめての公判に臨む意気込みがあふれている。行列の先陣組の人たちが、現地からの傍聴の人たちや、各地から参集した人たちに傍聴券を分配し、各グループごとに交替で法廷に入る態勢ができる。もちろん四電関係者は今回は完全にしめ出し。

玄関前の騒然とした空気に刺激されたのか、裁判所側は、構内での報道関係者の撮影取材まで禁止した。これに抗議した我が弁護団と、

裁判所警備責任者との間で、玄関前で応酬が続く。傍聴の列からも拍手や声援が送られる。結局、警備責任者は退却したが、報道関係者の自主規制は続く。

10時30分すぎに定刻通り開廷。はりつめた緊張を破るように裁判長は、前日から持越しの被控訴人(被告)変更問題についての弁論に午前中をあてると発言。裁判長は、双方、とくに原告住民側からの激しい口頭弁論を予定していたのか、裁判所の判断を午后に示すと一たん宣言したが、予想に反しての原告側の無反応に、すっかりあてがはずれた格

### 控訴審第4回公判

6月25日(月)午前10時30分

高松高裁6階法廷

——住民側準備書面(2)陳述(継続)  
と、スリーマイル島事故についての国側準備書面の提出と陳述——

事実をつきつけた住民側の追及と、三百代言的に受け流そうとする国側との激しい対決が展開されることであろう。引き続き圧倒的な支援、傍聴を!!

好。結局、予定を変更して午前11時まで休庭の後、末尾記載の「中間判決」を裁判長は読み上げた。双方の弁論を聞いて判断を示すと、さももっともらしく言っておきながら、実は、あらかじめタイプ打ちされた「中間判決」が手渡されるという用意の良さに、弁護団も白けムード。

「中間判決」を読み終った裁判長は、「これでこの問題は解決した。予定に従って、被控訴人の準備書面の陳述をやってもらう」と発言。すかさず仲田弁護士が立ち、つぎのように異議を申立てる。

「中間判決については非常に不満だが、原子力発電所をめぐる現在の状況を考え、実質的な審議を進めることが意義あると認めて、これ以上争わない。ただ裁判所は、被控訴人の陳述を命じたが、その準備書面は、2月9日作成で、スリーマイル島原発事故以前のものである。その中で国側が、こうあるべきだ、こうであったと言ってきたことのほとんどすべてがウソであることが明白となった。従って、事故を直視し、どう受けとめたかを示す書面を出し直すべきで、そのままの陳述は容認できない」と。

不意をくらった裁判長は、「被控訴人の意見は」とたづねる。国側の“首席”指定代理人の渡辺検事は、平静を装って答弁。

「スリーマイル島事故について控訴人（原告）から、本件許可処分の違法事由との関連で何らかの主張があれば当然応答する。今回の準備書面は先に提出された原告準備書面（1）に対する反論で、ここで陳述するのは当然である」と。

「明らかに内容のまちがっているこの準備書面を読んでから、スリーマイル島のことに

ふれるというのはまちがいで、書き直すべきである」との弁護団の要求に、立役者の岩渕検事は、横柄そうにつきのように答える。

「補充や補正はあり得るが、この準備書面の内容に関しては、修正ないし訂正はないと思っている。どのような内容のものを陳述するかということは自由で、相手方がとやかく言うのはおかしい」と。

「それはまちがっている。裁判所もよく知っているように、通常の民事訴訟でも、準備書面の内容が事実と違っていることが判明した時は、陳述しないということはよくあることだ」と、仲田弁護士がすぐ反論する。ところが裁判長は、

「基本的な考え方を陳述したいということなので陳述を許す」と一方的に宣言し、それを受けた渡辺検事が陳述を始める。

立上って抗議する仲田弁護士に対し、裁判長は、「発言を禁止する」との驚くべき発言で応える。弁護団、原告団、傍聴席の激しい抗議に裁判長もひるみ、仲田弁護士は、「補充や追加ではスリーマイル島の説明はできない。陳述してはならない」と、重ねて抗議。

その時、原告席の矢野さんが手をあげ、「裁判長、発言を許して下さい」と。ところが興奮した裁判長は、「許さない」と大声でどなる。これに対し傍聴席のOさんが、「裁判長、公正にやって下さいよ」と抗議。とたんに裁判長、「いま言った者の退庭を命ずる」とわめく。「取消してほしい」との弁護団の抗議の中で、法廷に入った数名の警備員が、「もう静かにしてますよ」というOさんを法廷外に引き出す。

「原告の発言をなぜ許さないのか」との弁護団の抗議に、裁判長は、その気を静めるか

のようにつぎのように応える。

「この機会に裁判所の考をのべておく。許可処分が適法に行われたかどうかを審理しているが、原判決について批判的に見て、もし誤りがあれば是正するという立場を堅持している。いたずらに感情的な発言は実質的な審理に役立たないし、ムダな発言は妨害になる」と。その発言を引きとるように矢野さんが立上り、つぎのように切々と訴える。

「私たちは、伊方原発は危険と10年間言いつづけてきた。これまで大きな事故を4回も起こしている。ところが同型のスリーマイル島原発が事故を起こし、その上、ウエスチングハウス社がECCSが働かないこともあり得ると発表した。伊方原発は欠陥炉で、いつ爆発するか分からないことが証明された。その周辺で私たちは、たまらない思いで生活している。これまで、「親の仇のように原発のことを悪う言わんでも」といっていた友人が、「原発をやめさせるように裁判長に訴えてきてほしい」と、何人もが私に言ってきた」と。

「言分は分っているが、危険であるという証拠をあげて主張してほしい」と裁判長は、いなそうとしたが、すかさず熊野弁護士が、

「裁判長は原告らが感情的であると言ったが、原発はきわめて安全で、事故は絶対に起らないと、一見冷静そうに見える推進側の主張こそ、感情的で主観的なものにすぎない。証拠も必要だが、それを調べる態度こそ問題で、そのためにこそ法廷でのナマの声を聞く必要がある。原告の訴えを感情的で意味がないと片付けることはやめてほしい」と。

ついで藤田弁護団長が、「本日提出する準備書面(2)は、前回のものと一体なので、まず我々が陳述し、それに被告が答えるとい

うのが、きわめて論理的で明快な訴訟指揮だと思う」と示唆した。しかし、聞く耳を持たない裁判長は、「陳述をやめなさいと言うには及ばない」と、あくまで国側の陳述を許すと決定。

ところが、立上った渡辺検事は、「控訴人らの故なき妨害によって……」と挑発的な発言を始める。「その発言は何だ。裁判長、取消しを命じて下さい」と、弁護団席から一斉に抗議の声。もちろん原告、傍聴席も呼応。裁判長は、「控訴人の側は次々と立上って発言し、法廷の静粛さを害すると感じたのでそういう発言も出たと思うが、余計な発言はつつしんで下さい」と、持って回った言い方で、渡辺検事をたしなめる。

渡辺検事は、準備書面の目的をのべる中で、「原告らの主張は、一皮むけば法律論でなく、原発是非かの、立法、政策論あるいは学会論争である」と、いつもの主張をくり返した後、スリーマイル島事故について、つぎのような居直り発言を行い、法廷内に激しい抗議の声をよび起こした。

「今回の事故は、被控訴人国側の主張に何ら影響を与えない。スリーマイル島に類する事象は、本件原子炉では全くあり得ないということのをのべるにとどめておく」と。

また「原告適格」についても、「法律的には、周辺住民の保護規定の明文なく、直に職権を以て原判決をとりけし、控訴人らの訴えを却下すると判決を求める」と言い放ったのである。

続いて、これまでになく、岩淵検事や通産官僚ら、6人の代理人が次々と立って、準備書面の各項目ごとに陳述した。その中には、資源エネルギー庁原子力発電課長の鎌田氏も

含まれていた。氏は、4月5日、各地の反原発運動の代表が通産省に抗議に向いた際、原発の運転継続について何の弁明もできないまま住民代表と一夜を明かし、「大臣との面会をあっせんする」と称して逃亡した人物である。法廷では、打って変わったようにえらそうに、「固体廃棄物の処分、使用済燃料の再処理および温排水は、許可処分に当たっての判断事項ではない」という、例の、官僚的無責任論を朗読していた。

陳述の内容は、国側準備書面（訴訟ニュース66参照）と同じなので省略するが、スリーマイル島原発事故と関係した部分を、語録的にいくつか引用しておこう。

「原発の安全に直接第一義的な責任を負うのは、設計、建設、設置、運転を行う者で、国は、公共の安全を確保するために、設置者などの不十分、行き過ぎを監視、防止するために介入するだけで、いわば後見的立場にあるにすぎない。」

「安全審査は、原発の段階的、複合的規制の冒頭に位置しており、基本設計または基本的設計方針の審査をやるだけである。」

「他の産業に見られない安全対策、すなわち、多重防護、誤動作や誤操作に対するフェイルセーフ、念には念のためのECCSなどの安全防護設備が備えられている。」

「現実には起こり得ない事故を想定して評価するというのは、まさに原子力発電特有のものである。」

「一次系圧力バウンダリーの健全性を保つために、逃し弁や安全弁が機能する。」

「一次系の破損は、異常防止、さらには異常検知の対策によって防ぎ止められるが、念には念を入れた工学的安全施設としてECC

Sが設けられているので、30～40年の原発寿命中にECCSが働くことはない。」

「ECCSは、いかなる寸法の配管破断に対しても燃料の溶融を防止する。」

「放射線障害を与えるような事故の発生は全く考えられないが、想定事故で災害評価をやっている。想定事故では炉心溶融は全く考慮していないし、想定事故は観念的な事象にすぎないのだから、流出した放射能による内部被ばく評価などやっていないという住民側の批判は失当である。」

このような厚顔・無知な発言の数々にに対し、原告、弁護団、それに傍聴席から、失笑と抗議の聲がしばしばあがったのは当然である。また、うつむき加減に準備書面を朗読する声が聞えないことも多かった。傍聴席から、「聞えんから、もっと大きな声で、はっきり言うてくれ。せっかく8時間もかけて来たんだから」と、二、三度要求していたSさんに対し、突然、裁判長は、「態度が悪いから出ていけ」とどなり、はっきりした退廷命令も出ないままに、廷吏の指揮で法廷外につれ出されるといった無茶なことも行われた。

陳述の最後に岩淵検事は、とくにスリーマイル島原発事故を念頭において、つぎのようにしめくくりの発言を行った。

「本法廷でまず問題にしてほしいのは原告適格の問題であり、そのことは、スリーマイル島の事故によっても全く影響を受けない。

また、許可処分の違法性に関しては、スリーマイル島原発事故と本件訴訟の論点が、どう関わるかを冷静にみる必要がある。いずれにしても、安全審査が基本設計ないしは基本的設計方針の審査であること、および、本件許可処分が裁量処分であるということを考え

ると、スリーマイル島との関係では論点は意外に少い。今回の事故を避けようという意図はないが、この訴訟にどういう形で乗るかということを考えずに、やみくもに議論だけを先行させるのは双方にとって賢明ではない」と。要するに、国としては、スリーマイル島で何が起ころうが、「こういう条件でやるなら伊方原発の設置を許可する」とした本件許可処分とは、「何の関わりもございません」との三百代言で難局を乗り切ろうとしているようである。

原告住民側の準備書面陳述を、時間切れでやらせまいとした国側の作戦も当てがはずれ、3時35分から、待ち兼ねていた我が弁護士団の陳述が始る。当日提出の準備書面(2)(訴訟ニュース前号参照)の内容にそって、仲田、藤田、井門、柴田、菅の各弁護士が、スリーマイル島原発事故の重大さと、柏木判決および国側主張のでたらめさとを、具体的に指摘、告発していった。法廷内には、しばしば、同感の拍手と、それを制する裁判長の声とがひびく。裁判官席も、さすがに居眠りすることもなく聞入っている。被告席では、前列の幹部連中は例によって無表情を装っていたが、後方席の通産省若手スタッフたちは、しきりに、住民側準備書面に線やメモを書きこんでいた。

午後5時前、浦弁護士が立って、伊方原発の災害評価のでたらめさを追及しようとした時、裁判長は時間切れを通告。「あと30分足らずで終るから」との弁護士団の要請にも耳を傾けないまま、「あとは次回」と言い残して三人の裁判官は、そそくさと扉の向うに消えてしまった。次回やそれ以後の公判の進め方も全くきめないままに。

閉廷後の総括集会では、法廷内外で示された裁判所の強い姿勢と、国側の居直り的な態度の中に、スリーマイル島原発事故の衝撃の大きさと、あくまで既定方針通りに突き進むよとの権力の姿勢とがあらわれているととらえ、腰を入れたこんごの斗いの必要性を確認し合った。(Q)

## 中間判決

当時者の表示 別紙のとおり

主 文

被控訴人は本件訴訟を承継した。

事 実

控訴人ら代理人らは、被控訴人の訴訟承継を争い、その理由として、別紙(一)の意見書のとおり陳述し、被控訴代理人らは、答弁として、同(二)の意見書のとおり陳述した。

当裁判所は、被控訴人の訴訟承継の点に弁論を制限した。

理 由

控訴人らが、昭和48年8月27日内閣総理大臣を被告として本訴を提起し、請求棄却の第一審判決に対し、昭和53年5月1日本件控訴を提起したこと、本件訴訟は、内閣総理大臣が、原子力基本法等の一部を改正する法律(昭和53年法律第86号)3条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下改正前の法律を旧規制法、改正後の法律を新規制法という)23条1項に基づき、昭和47年11月28日四国電力株式会社に対しなした伊方発電所の原子炉設置許可処分の取消を求めるところ、発電の用に供する原子炉(ただし新規制法23条1項2号ないし4号に該当する

原子炉を除く)の設置許可及びその取消は、原子力基本法等の一部を改正する法律の前記規定により、通商産業大臣の所管とされ、昭和54年1月4日右法律の一部の施行に伴い、同法附則3条の規定により、旧規制法の規定による内閣総理大臣の前記許可は新規制法23条1項1号の規定による通商産業大臣のした許可とみなされ、通商産業大臣が、同日以降主務大臣として、発電の用に供する前記原子炉の設置許可及びその取消の権限を有するものであることは、新規制法の関係各規定の定めるところである。行政事件訴訟において、訴訟係属中、当事者である行政庁が廃止されその権限が他の行政庁に移管された場合は勿論、当事者である行政庁が存続しながらその権限が法律の改正により他の行政庁に移管された場合もまた、その移管により権限を承継した行政庁は、当事者である行政庁の廃止にともない権限を移管された場合に準じ、民訴法209条、213条の準用により、法律上当然に訴訟を承継し、先に法務大臣によって指定された訴訟代理人のある限り、訴訟手続

は中断しないものと解されるから、承継人又は相手方は、いずれも訴訟手続の受継に関する手続を要せず、裁判所は、この場合、承継人又は相手方の申立により、当事者の表示を承継人に変更するをもって足りる。当事者である行政庁が廃止されないで抗告訴訟の対象である行政処分をする権限のみ移管された行政庁が民訴法74条にいう訴訟の目的たる債務を承継した者にあたるのと控訴人らの主張は採用することができない。してみれば、被控訴人(通商産業大臣)は、原子力基本法等の一部を改正する法律の前記施行により、法律上当然に本件訴訟を承継し、昭和54年1月8日上申書をもってその旨を明らかにしたから、当裁判所は被控訴人を本件訴訟承継人と認める。

よって、行訴法7条、民訴法184条に従い、注文のとおり中間判決する。

#### 高松高等裁判所第四部

裁判長裁判官	小西高秀
裁判官	古市清
裁判官	上野利隆

## 直ちに許可処分の執行を停止せよ

高松高裁には、一審判決についての控訴と平行して、柏木裁判長が行った「伊方発電所原子炉設置許可処分効力停止却下決定」に対する抗告も住民側から提出されており、民事第2部で審理中である。スリーマイル島原発事故によって、企業、行政一体の「安全神話」の崩壊が何人にも明らかになった現在、住民の不安の源泉となっている伊方原発の許可処分を、本訴判決に先立って、その執行を直ちに停止するようとの準備書面(抗告人)2を、5月25日、住民側が提出した。

準備書面は約1万字に及ぶ長文のものであるが、その「はじめ」に、書面提出の理由がつぎのようにのべられている。

「昭和53年11月17日付準備書面(以下抗告人準備書面一と略す)でもって、抗告人らは原決定の非論理性、非合理性および自然科学についての無知、無定見を批難した。そして、原決定のこれらの欠陥は、原裁判所の国民の生命、身体の安全を無視した行政、企業追隨の姿勢にあることも明白であると主張した。

いまや、原告人らの右主張は実証されてしまった。本年3月28日午前4時にアメリカのペンシルベニア州に存するスリーマイルアイランド原発において、恐れていた大事故が発生し、16万人もの周辺住民が州知事の避難勧告によって避難して同原発周辺はパニック状態となってしまった。右事故は、従前の相手方の主張および原決定からはありうべきはずのものではなかった。

しかし、原告人らの主張する恐るべき原発事故は発生してしまったし、同事故の態様からすると伊方原発においても今日・明日にも同様の重大事故が間違いなく発生するといわなければならないのであり、このことは行政事件訴訟法25条に定める「回復の困難な損害を避けるため緊急の必要」があるときに該当すること明らかであるから、直ちに原決定を取消し、本件許可処分執行停止をなすべきである。」

そして、「スリーマイルアイランド事故の態様と伊方原発」の項では、柏木決定がいかにも誤った不当なものであったかが詳述されている。

続いて準備書面は、「執行停止の緊急の必要性」の項で、現在、伊方原発は運転停止中であるが、それは、「一定期間運転停止をして、その間安全点検を実行したというウソの実績作りをし、その上で従前と何ら変ることない危険な条件下で運転を再開せんとする条件作りすぎないものである」と指摘している。そして最後に、住民側の緊急な要求をつぎのように明確に打出し、高裁民事第2部の決断を促している。

「原決定が、執行停止の申立を排斥したのは、相手方の安全との主張を無批判に認めた

ことにある。しかしながら、安全防护は全くの虚偽であること、原判決のありえないとした二次冷却系の主ポンプ・補助ポンプが同時に機能しなかったこと、同じくありえるはずのない水素ガスの爆発が容易に発生すること、そして仮想事故というものを遙かに越える放射能放出がなされる事故が起ることが、いずれもスリーマイルアイランド原発で発生した以上それと同じシステムである伊方原発の危険性は明白となり、原決定の執行停止排斥の根拠は、根底から覆えられたのであるから、直ちに執行停止の裁判をなして、原判決および原決定の誤りを是正して、住民および国民の生命・健康を防護すべきである。

(なお、相手方および四国電力は、伊方原発で生成される電力は住民のためには四国住民のために必須のものと主張しながら、四国電力は関西電力に伊方原発が作り出す分に相当する電力量を売却する契約を締結していることを指摘しておこう。要するに四国電力は伊方原発周辺住民の生命・健康の犠牲の上に利潤を追求しているのである。)」

#### 原告・弁護団

### 四電本社に抗議

5月25日、高松高裁での第3回公判終了後、原告・弁護団は、支援の人たちとともに、裁判所の横にある四電本社に抗議と申入れを行うために出向いた。すでに退社時刻を過ぎていたためか、玄関のシャッターは降ろされていて、呼び集められたガードマンや社員たちが、その内外を固めていた。抗議団は、山口社長との会見を要求し、社長は不在だとか、人数が多すぎるとか、ここで抗議文を受取るなどと、言を左右してかわそうとする四電

側と粘り強く対決。ついに、10名程度の代表だけなら、ともかく社内に入ってもらうということで話がつき、矢野さんや藤田弁護士長らの代表が、玄関近くの部屋に通される。

不在の社長の代理に誰を出すかで押し合った後、結局、総務部長と広報部長が顔を出す。原告団と弁護士は、それぞれ、伊方原発の撤去を要求した申入れ書を手渡し、スリーマイル島原発事故についての四電の見解をたじた。しかし両名とも、「自分を取りつぐだけ」とか、「新聞に発表した通り」とか、様にならないことしか答えられなかった。「こんなことでは話にならない。社長との会見可能日を後日通知するように」との約束をとりつけた後、代表団は引上げた。なお、翌日、藤田団長のもとに、「社長は会う意志がない」との予想された通知があったとのこと。

弁護士が手渡した「抗議並びに申入書」には、スリーマイル島原発事故で、四電のこれまでの安全宣伝が崩壊したことを指摘した後、その要求がつぎのように書かれていた。

「今回の事故は決してアメリカだけの問題ではない。むしろ、大地震が多発し、しかも原子炉技術をアメリカからの借り物ですませている日本では、今回以上の大事故が発生する危険性は一層大きいといわなければならない。

政府及び電力会社は、今こそ一切のごまかしを止め、この本質を深く自覚すべきである。

四国電力は、伊方原子力発電所に関する一切の資料を公開せよ。／更に、伊方原子力発電所一号炉の運転再開を永久に中止せよ。／同二号炉の建設を即刻中止せよ。／そして一日も早く、これらの各施設を完全に撤去せよ。／

以上、我々伊方原子力発電所行政訴訟弁護士団は、四国電力に対し、強く要求する。」

## 夏期カンパのお願い

法廷での追撃戦は、こんご、証人調べなど、かなり急ピッチで展開するものと予想されます。心苦しい次第ですが、会員、読者、ならびに全国の同志の皆さんに、夏期特別カンパ（準備書面販売協力を含む）をお願い致します。（事務局 久米）

## 会計報告（'79. 5/21～6/17）

### 収入

会費	38,000
ニュース購読料	316,300
準備書面売上金	515,000
カンパ	94,000
コピー代金	17,000
計	980,300

### 支出

ニュース印刷代	10,000
郵送料	10,860
為替手数料	1,660
第3回公判援助費	355,000
（交通費	145,000
（行動費	140,000
（宿泊費	70,000
準備書面作成援助費	155,500
準備書面印刷費未納分	450,000
コピー料金	52,400
資料費	3,430
計	1,038,850

差引	-58,550
借入金合計	364,789